

【用語】下知—いいつけ、命令 物成一年貢のこと 知行所—旗本の領地 佐位郡今井村—佐波郡赤堀町

【解説】旗本松下氏は、上総・上野両国に合わせて九〇〇石の知行所をもつっていた。このうち上野国の知行所は、元禄十年（一六九七）から佐位郡今井村・下触村・堀之下村・野村と新田郡下江田村で合計四〇〇石であつた（いずれも相給^{あいきゅう}支配）。

この文書は、文久二年（一八六二）に旗本松下氏が今井村の赤堀伴七に対して、文久三年分の年貢金一八二両二分の先納を命じたものである。先納金は月々分割して納めること、返済は翌年の年貢分から差し引くことある。赤堀家に伝存する文久二年の旗本松下氏の「御勝手向仕法帳」によれば、上野・上総両国の知行所の年貢金の収入見込みが約三九五両であるため、本文書の先納金額は今井村一村に対してではなく、上野国の知行所五カ村を対象にしたものと考えられる。また、赤堀伴七は旗本松下氏の地方役人であつたと推定される（この年の暮れには伴七の伴久弥が給人格を申し付けられた）。先納金は年貢の前借りであり、困窮化していた旗本財政を補てんするため多くの旗本が知行所に対して行つていた方法である。とくに嘉永六年（一八五三）のアメリカ船の浦賀来航以降、幕府は旗本に軍役の強化や御用金を命じたため、旗本財政はいつそう困窮し借財を重ねることになった。その返済は先納金や臨時御用金として知行所の村々に課せられたのである。